

## 光市議会モニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、光市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置し、光市議会（以下「市議会」という）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市民に分かりやすく開かれた議会運営を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会および市議会議長の下に設置する組織などをいう。

### (定員)

第3条 市議会モニターの定員は20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

### (資格)

第4条 市議会モニターは次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ光市職員又は議員ではないこと。
- (2) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

### (募集方法)

第5条 議長は市議会モニターの募集にあたり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体からの推薦
- (2) 公募

### (委嘱)

第6条 市議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

- 2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

### (解任)

第7条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 市議会モニターからの辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 市議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 市議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額を支給することができる。

(職務)

第10条 市議会モニターは次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 光市議会ホームページ等に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取り扱い)

第11条 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言書等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

- 2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、ホームページなどで公表するものとする。

(業務)

第12条 市議会モニターに関する業務を担当する委員会は、別に定める。

(見直し手続)

第13条 この要綱の施行の状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。